

観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査における格付基準

- 1 観音寺市建設工事指名競争入札参加者資格基準（平成 19 年観音寺市告示第 80 号。以下「資格基準」という。）第 2 条第 3 項に規定する格付は、観音寺市建設工事指名競争入札参加資格審査における総合点数算定要領（平成 19 年観音寺市告示第 79 号）第 2 に規定する総合点数（以下「総合点数」という。）又はその順位に応じて、別表により行うものとする。
- 2 この基準において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受け、かつ、資格基準第 3 条第 1 項に規定する審査を終えた申請営業所が観音寺市内にある建設業許可業者を「市内業者」、香川県内にある建設業許可業者を「県内業者」、香川県外にある建設業許可業者を「県外業者」という。
- 3 前項の申請営業所には、本店（本社）、支店（支社）、営業所等すべてを含むものとする。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

工事の種類	等 級	総 合 点 数
土木一式 (市内業者)	特A	1,087 点以上
	A	926 点以上 ～ 1,087 点未満
	B	763 点以上 ～ 926 点未満
	C	566 点以上 ～ 763 点未満
	D	566 点未満
土木一式 (県内業者及び 県外業者)	特A	1,000点以上
	A	850点以上 ～ 1,000点未満
	B	700点以上 ～ 850点未満
	C	500点以上 ～ 700点未満
	D	500点未満
建築一式	特A	1,000点以上
	A	850点以上 ～ 1,000点未満
	B	700点以上 ～ 850点未満
	C	500点以上 ～ 700点未満
	D	500点未満
ほ装	A	700点以上
	B	700点未満
解体	A	800点以上
	B	800点未満
その他	特A	1,000点以上
	A	700点以上 ～ 1,000点未満
	B	700点未満